

# 11月11日(金)～17日(木)は、「税を考える週間」です

今年度のテーマ「くらしを支える税」



## みんなのくらしを支える税

国や地方公共団体は、生活の中で欠かすことのできない公共サービス（教育、医療、福祉、警察、消防など）や公共施設（学校、公園、道路など）を提供しています。公共サービスや公共施設を提供するためには、多くの費用が必要になり、その主な財源となるのが、みんなで出し合って負担している「税金」です。私たちは一人では生きていきません。税金は、私たちが社会で生活していくための、いわば「会費」といえます。

## 考えよう、納税のこと

日本国憲法第30条では「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定めています。この「納税の義務」は「勤労の義務」「教育の義務」とならんで、国民の三大義務の一つとされています。税金の多くは、私たち自らが、税務署などへ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を私たち自ら納付する「申告納税制度」を採用しています。この申告納税制度が適正に機能し、公共サービスを維持していくためには、納税者である私たちが、高い納税意識を持ち、正しく税金を納めることが大切です。

### 市税務課からのお知らせ

#### 家屋を取り壊したときは

翌年度から固定資産税が課税されなくなります。担当者が現地調査を行いますのでご連絡をお願いします。

#### 固定資産税(償却資産)の申告について

固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産(事業用として使用することができ機械、器具、備品など)が課税の対象となります。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有している償却資産について、その年の1月中旬に税務課まで

## 事業主の皆さんへ 個人住民税の特別徴収完全実施

「い」協力をお願いします

県および県内全市町は、平成28年度から総従業員3人以上の事業主の方を特別徴収義務者として指定し、事業主の方に従業員の個人住民税の特別徴収(給与天引)をしていただく取り組みを実施しています。

### 特別徴収とは

事業主の方が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員が納めるべき個人住民税を毎月の給与から引き去り(給与天引)、市に納入する制度です。

### 対象となる事業所は

●総従業員3人以上の事業所  
※総従業員数は各年度に市に提出された給与支払報告書の報告枚数から退職者(退職予定者を含む)分を除いた数で判断します。  
※従業員全員について、特別徴収することが困難であるとして、「全員普通徴収届出書」の記載理由に該当する場合のみ普通徴収とすることができます。  
その場合、「全員普通徴収届出書」の提出が必要となります。

### 特別徴収に関する「い」

●普通徴収の納期が年4回に対し、特別徴収は年12回なので、従業員の1回あたりの負担額が少なくなり納め忘れもなくなります。(特別徴収の税額の計算は市が行います)  
●問合せ先

【特別徴収の一斉指定に関すること】

県税務課 ☎0776・20・0257

【手続きに関すること】

市税務課 ☎22・8106

## 敦賀税務署からのお知らせ

### 年末調整説明会を開催します

とき 11月25日(金)

▼午前の部 10時～12時

対象 法人・官公庁の方

▼午後の部 14時～16時

対象 個人事業者の方

ところ プラザ萬象

※事前にお届けした資料をお持ちください。同封の用紙が不足する場合は、コピーするか、説明会会場・税務署・市役所税務課でお受け取りください。

※指定された時間で都合の悪い方は、都合の良い時間にお越しください。  
問合せ先 敦賀税務署 法人課税部門 ☎22・9268

### 申告書や申請書などにはマイナンバーの記載が必要です

所得税の申告書(平成28年分以降の確定申告)など、税務関係書類を税務署へ提出する際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が必要となりました。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。  
問合せ先 敦賀税務署 ☎22・1010

### 納税証明書のオンライン請求

e-Taxではインターネットを利用して納税証明書の交付請求が行えます。税務署窓口での待ち時間が短縮でき便利です。スマートフォンやタブレット端末からも交付申請が可能です。  
問合せ先 敦賀税務署 ☎22・1010

### 遺産に係る相続税の基礎控除額が引き下げられました

被相続人(亡くなられた人)から相続または遺贈(遺言によって財産を贈与)によって財産を取得した人のそれぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。  
平成27年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について、遺産に係る基礎控除額の計算が次のとおり改正されました。  
【改正前】5千万円+(1千万円×  
法定相続人の数)  
【改正後】3千万円+(6百万円×  
法定相続人の数)  
問合せ先 敦賀税務署 個人課税第二部門 ☎22・9269

申告を行ってください。  
問合せ先 税務課 固定資産税係 ☎22・8108

## 北陸税理士会からのお知らせ

### 税理士による無料税務相談

税を考える週間に合わせて税理士による無料相談会を開催します。日ごろ疑問に思っていることや贈与税、相続税など興味のあることについてお気軽にご相談ください。

とき 11月11日(金) 10時～16時

ところ 市役所1階 市民ホール

問合せ先 北陸税理士会 敦賀支部 ☎21・3307

## 「くらしを支える税」をインターネットで紹介しています

- ◆動画で見る税務署の仕事(ドラマ仕立てで税務調査や国税徴収などの業務を紹介)
  - ◆国税庁レポートでは、国税庁の1年間の活動やその年のトピックについて、統計資料やグラフなどを用いて説明
  - ◆社会保障・税番号(マイナンバー)制度やe-TAX(国税電子申告・納税システム)など国税庁の取り組みを紹介
- (問合せ先) 敦賀税務署 総務課 ☎22-9265

地方税の申告は、**eLTAX**

## 地方税電子申告をご利用ください!

地方税の申告の手続きが、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからインターネットを利用して行うことができます。

**詳しい内容や手続等について**

一般社団法人 地方税電子化協議会  
☎0570-081459  
http://www.eltax.jp/  
市税務課 市民税係 ☎22-8106  
固定資産税係 ☎22-8108

**Q 利用できる地方税の種類は?**

- 法人市民税(法人設立・設置届出書、異動届など)
- 固定資産税(償却資産)
- 個人市県民税(給与支払報告書、特別徴収に係る給与所得者異動届出、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書など)

**Q 便利なの?**

- 複数の地方公共団体への申告が、まとめて1回のデータ送信で行えます。(エルタックスの運営に参加している地方公共団体に限り)
- エルタックスに対応した市販の税務・会計ソフトで、簡単に作成・申告できます。